

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表

当財団の女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異は以下の通りとなります。

平均年間賃金	男女の賃金差異 (男性職員の賃金に対する女性職員の賃金の割合)
正規労働者	85.2%
非正規労働者	67.2%
全ての労働者	80.5%

【算出の前提条件】

- ・対象期間 : 令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)
- ・賃 金 : 毎月の給与および年2回の賞与を含む「総支給額」から「通勤手当」を除いた金額
- ・労働者 : 正規労働者 = 職員 (役員を除く)
非正規労働者 = 嘱託職員、有期契約職員 (派遣職員を除く)
- ・その他 : 育休・産休を取得している者については、給与・賞与で著しい減額が発生しているものの、男女の働き方及び賃金差異縮小を目指す観点から、給与・人員ともに対象に組み入れて算出